

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース・34 セミナー特集号 (No.122)

2014年2月3日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

経営研究セミナーは、今年で 34 回目を迎えました。初めての九州開催に、会員外の保育園の方にも、たくさん参加していただきました。参加されたみなさん、いかがでしたか？

セミナーでは、「新制度の概要をきちんと知りたい」という声がある一方、「問題点はわかるがどんな取り組みをすればいいかわからない」といった声も多く寄せられました。新制度の概要や問題点を深く学び、自分の地域にひきつけながら理解することを通して、今後の課題を明らかにし行動していきましょう。

また、幼保連携型認定こども園をどう考えるかも、大きな課題です。幼保連携型認定こども園の単価・条件をよくして格差をつけようという動きもありますが、施設の格差は子どもの差別につながります。子どもの立場からも、幼保連携型認定こども園の特別扱いを認めることはできません。単価等で優遇されるなら…と、経営の観点から移行に悩む場合もあるかと思いますが、しかし、決まっていない誘導策に悩む前に、積極的に公的保育を守り拡充させる立場に立って、幼保連携型認定こども園の特別扱いはおかしい！と、声をあげていくことが、今後の制度の改善にもつながる運動ではないでしょうか。

第34回民間保育園経営研究セミナーin 福岡 全国から、383名参加！

1月13日～15日に福岡にて開催した第34回民間保育園経営研究セミナーは、383名が参加し無事終了しました。全国37都道府県からの参加は、これまでにない広がりです。特に、九州は全県から参加していただくことができました。

●誌上で再現、シンポジウム

セミナー初日は、現段階での新制度の概要と問題



点を整理しつつ、今後のとりくみの方向性を確認しあうことを目的に基調シンポジウムを行いました。シンポジストは、村山祐一氏（元帝京大学教授）、堀内勉氏（福岡市保育協会理事）、石川幸枝氏（経営懇会長）、コーディネーターは保育研究所の逆井直紀氏。

シンポジウムの発言を事務局でまとめました（以下、文責・事務局）。

◆新制度の概要・問題点と課題

逆井…新制度の課題を考えるうえでは児童福祉法24条1項（以下、24条1項）を基礎に考えることが必要です。保育所運営費のしくみが組み替えられる時に、今までの保育の水準をどこまで維持させることができるか。その支えとなるのが、24条1項なのです。

新制度の問題点～認定の手続き・利用の手続き

新制度では、委託（保育所）と直接契約施設（保育所以外）が併存しています。内閣府は、利用の手続きを一本化すると言っていますが、具体的な利用手続きの仕方は、明らかにされていません。本当に、すべての施設の利用申込みを市町村が一本化して受け付け、調整することができるのでしょうか。また短時間認定でも最大8時間の利用を保障するという方向がうちだされてきましたが、本当に保障できるかは公定価格によります。

公定価格に関しては、民改費や施設整備費が、どのような形で存続するのか大きな課題です。国の動きに注目すると同時に、市町村レベルで、現行制度の水準が維持・改善されるのか注目する必要があります。



また、幼保連携型認定こども園に単価差をつける、という声もありましたが、実際どうなるかは明確になっていません。

施設ごとに単価差をつけることは保育に格差をつけることであり、子どもを差別することに他なりません。公定価格が検討中の今、子どもを差別するな、の声をあげることが必要です。

自治体にむけて

各自治体で実施する地域型保育の認可の基準・確認の基準等について、どのような条例がつくられるかにも注目しましょう。例えば、小規模保育の職員資格については、資格者が半分でいいという条例がつけられようとしています。基準面でも、保育に格差を持ち込んでいいのでしょうか。各地域で、どのような基準をつくりたいのか、声をあげていく必要があります。

また、現在各自治体が出している単独補助は、新制度施行後どうなるのでしょうか。新制度では対象施設数が増えるので、同様の補助を出すのか不明です。

これらの問題点に着目しながら、今後の行動を考えていく必要があります。まず、こういった具体的な課題を共有することが、今後の運動を広げる上で、大きな力になります。園の職員や理事、隣の園の園長さんや職員、子ども・子育て会議の委員さんたち、自治体担当者や地方議員の方々などと課題を共有し、共有化した課題にもとづき、共同の行動をおこすことが大事です。

今は、どういう段階か？

子ども・子育て会議は早々に終了し、今後政府内の調整に入ります。年度末には政令・省令が出され、4月以降、公定価格（仮単価）が提示される予定です。市町村は、政省令をうけて事業計画を立て、秋までに地方条例をつくり、秋以降は認定等の実務作業を始める、というスケジュールです。そう考えると、ここ半年が重要ではないでしょうか。新制度施

行後も、長期的な運動が必要ですが、制度の導入時期に、きちんと主張することも大事です。地方条例や自治体の体制づくりに、どれだけ現場から声をあげ要望を入れさせていくかが、非常に重要になっています。

◆24条1項を復活させたのは、子どもの視点からの運動の力

堀内・・・2009年に、厚生労働省から、“責務”という考え方が、示されました。責務は民と民の契約でしかない・公的な保育の責任が後退してしまう、ということがわかり、そこから運動が始まりました。九州では、三団体が一緒になって、福祉としての保育を守る・企業の参入は許さない、利潤の対象にしない・どのような家庭環境の子どもにも保育の細切れを許さない、という一致点で、動きをつくりました。学習会を積み重ねる中で、各地から参加された方が、明らかになった問題点をそれぞれの地域に持って帰り、共通の認識がひろがっていきました。また、誰にでもわかりやすく新システムの問題を伝えるマンガや動画をつくりました。このことも、各地で運動をすすめる力になったのではないのでしょうか。こうした中で、24条1項は復活しました。運動の力で国会議員を動かし、一度なくなった市町村の保育実施義務を復活させたのです。

九州でこの運動ができたのは、子どもの視点に立ちきったからです。子どもにとって良くないことは良くない、福祉としての保育を守ろう、家庭によって受ける保育に格差を設けてはいけない、こういった思いを、保育現場の我々が子どもの代弁者として声にしよう、と運動してきたのです。思想信条を超えた運動だから、こ

こまでひろがったのではないのでしょうか。

24条1項が復活した意義の大きさを確認しあい、どう発展させていくかが今後の課題です。



◆誘導ムードに動揺せず、積み重ねてきた保育に確信を持とう

石川・・・全国各地の状況をみても、幼保連携型認定こども園に移行すべきか、保育所として保育を続けるべきか、揺れているのではないかと感じています。



これまでも、様々な動きがありましたが、子どもを市場に委ねてはいけないという立場での国民の運動で、政府が思うように進めることを阻んできたのではないのでしょうか。私たちは、今後、制度がどのように変わろうと、現場の声・要望を国に届けていくことが大事だと思っています。復活した 24 条 1 項を基礎に、保育所から移行を促すような誘導ムードには動揺せず、この制度に対しても声をあげてよくしていきましょう。

新制度は、保育と教育を分断しようとしています。保育は、単なる託児ではありません。ゼロ歳児から就学前前まで、それぞれの発達段階をふまえ、丁寧に保育をしています。離乳食一つとっても、口の機能を育て、それが言葉につながるという見通しを持って、取り組んでいます。こういった営みを、託児と片付けていいのでしょうか。

保護者は、保育園が大事と思っていても、教育といわれると、保育園だけで大丈夫かなと不安に思うかもしれません。それは、保育園側が保育の意味や内容をきちんと伝えていないからではないのでしょうか。保育は教育であり養護であることを、職員・保護者と一緒に確信にしていき、保育所として誇り高くやっ払いこう、と呼びかけます。

◆新制度の政策的課題と運動の視点

村山・・・この間の新システムの検討経過においては、保育三団体が中央レベルで推進派にまわってしまいました。その中で地方の保育関係者が動き、地方議会からの意見書採択も相次ぎました。草の根の運動で、反対が広がったのです。そして、24 条 1 項

が復活しました。国は、できれば 24 条 1 項には触れたくないと思っているでしょう。とすれば、24 条 1 項を位置づけさせていくのは、私たちしかいません。24 条 1 項を具体的にしていくのは、保育現場の役割ではないでしょうか。

保育をサービスにする動きは、90 年代前半から 21 世紀前半期にわたる大きな課題といえます。長期的な運動として流れをおさえていく必要があります。施設補助が個人給付へ変わるということは、大変な問題です。世界的にみると、OECD も、“個人給付方式は、基盤整備や職員への手当が十分にされず保育の質の低下につながる・国や自治体の関与が薄まる”と、指摘しています。

公定価格については、包括方式と、保育所運営費のような費目積み上げ方式という考え方が示されていますが、まだ確定はしていません。24 条 1 項が残ったことにより、費目積み上げ方式が浮上してきた、とも言えます。積み上げ方式は、個々の項目が明確ですから、他の補助金と組み合わせることも可能です。24 条 1 項が残ったからこそ、これまでの補助金を無視できなくなっているのです。ただし、法律に明記させていくことが重要ですので、そういった点を今後現場からも要望していく必要があるのではないのでしょうか。

地方財政の問題として、自治体の単独補助にも着目する必要があります。自治体は、保育料の軽減を始め、様々な補助を行なっています。単独補助の具体的な内容について、把握しましょう。そして、市町村と一緒に、保育事業で必要なこと・国の支出を明らかにして、国に要望を出すように働きかけてい

きましょう。

こういったとりくみを通じて、24 条 1 項を磨いていくのは、それぞれの保育園です。



◆今後のとりくみを考える

逆井・・・自治体の単独補助の現状確認は、制度の詳細が決まるまで待つ必要はなく、今からできます。補助金が新制度でどうなるのか、現行の保育水準を後退させないために国にどう要望するか、といったことを、自治体と共通理解をつくっていくと同時に、保育関係者とも共通理解を広げることが大事です。

こういったことも含め、今後の取り組みについて、考えていきましょう。

堀内・・・九州三団体として、今後の課題と要望を下記のようにまとめました。

1. 「保育の質の維持・向上」と「待機児童解消」のため、保育士等の処遇改善と雇用形態の安定化は喫緊の課題です。ぜひとも実現してください。
2. 保育は“養護と教育”であり、幼保連携型認定こども園と保育所では教育内容が同じです。したがって、公定価格の基本単価や加算額に格差を設けないようにしてください。
3. 保育は市町村による委託制度であり、個人給付のシステムとは矛盾します。「施設補助（施設整備費、民間施設給与等改善費、開所時間延長等）」や「安心こども基金」は継続してください。

以上が、今後の運動の柱です。

<参考資料>

新しい保育制度に向けての課題と要望（詳細版）

九州保育三団体協議会／H25年11月
『児童福祉法』には、児童の健全育成を理念として次の項目が挙げられています。

第1条：すべての児童は「ひとしく」生活保障されなければならないこと。

第2条：国及び地方公共団体は、保護者とともに責任を負うこと。

これらを実現するために、次に掲げる保育政策及び必要な予算の確保が喫緊に望まれます。

1. 「保育の質の維持・向上」と「待機児童解消」のため、保育士等の処遇改善と雇用形態の安定化は喫緊の課題です。ぜひとも実現してください。

保育士に関する国の規制緩和の連続で、今や正規保育士という言葉がなくなるほど保育士の非正規化が進んでいます。その結果、保育士の処遇低下と雇用の不安定化が生じ、全国的に保育士不足が慢性化しています。さらには、このことが待機児童解消の足かせにもなっています。

保育士等の処遇改善の制度化と正規保育士への促進策が緊急の課題です。

2. 保育は「養護と教育」であり、幼保連携型認定

こども園と保育所では教育内容が同じです。したがって、公定価格の基本単価や加算額に格差を設けないようにしてください。

①幼保連携型認定こども園への誘導策（インセンティブ）というような理由をもって、公定価格の基本単価や加算額において保育所との間に格差を設けるべきではありません。

②保育教諭の名称は単なる職名であり、たとえ施設形態が異なっても仕事の内容が同じであるならば処遇も同じにすべきです。

・保育は「養護と教育」であり、認可・確認基準は子どもの立場になれば同じであるべきであり、給付額に差異を生じさせるべきではありません。

・幼稚園教育要領（幼稚園での教育）と保育所保育指針の内容はほぼ同じとなっています。

・幼稚園は教育、保育園は保育とか、標準時間は教育、その他は保育とかに区分することは、子どもの生活指導を分断し、子どもの生活の連続性が保てなくなります。

・保育所保育指針には「保育は養護と教育を一体的に行うこと」とあり、文科省・厚労省両局長連名通知には「保育所の保育について、教育に関する事項を含み保育と分離できない」とあります。一方で、学校教育法第22条には「幼稚園は・・・幼児を保育し」とあり、同第27条には「幼稚園は（保育をつかさどる）」と明示されており、保育所での保育と幼稚園での教育はほぼ同義語となっています。

③公定価格の算定に際しては、積算根拠が明らかな「積み上げ方式」が公明正大であり、保育士の労働条件の悪化や保育の質の低下を招く恐れのある「包括方式」は導入すべきではありません。

④「上乗せ徴収」は、格差と利益追求の流れを促進し、使途制限が不徹底で社会福祉法人の本質とは逆行します。したがって、個人所有に帰するもの以外の上乗せ徴収は慎むべきです。

3. 保育は市町村による委託制度であり、個人給付のシステムとは矛盾します。「施設補助（施設整備費、民間施設給与等改善費、開所時間延長等）」や「安心こども基金」は継続してください。

民間保育園は市町村の委託制度が存続しているので現物給付と施設補助が基本です。

①「安心こども基金」については、新制度施行後も保育士処遇改善及び施設整備費補助の必要性から継続が必要です。

②施設整備費：3/4の補助が保障されなくなると、その積み立てのため、保育士処遇の低下が懸念されます。（介護の例）

③保育士処遇の改善補助：現行の民間施設給与等改善費に相当する経年勤続の保育士処遇に資する制度が必要です。特に、現在一時金等で給付されている「保育士等処遇改善臨時特例事業」を恒久的な処遇改善に結びつけるためにも、「民間施設等給与改善費」に相当する「保育士処遇改善制度」を早急に確立してください。

④その他の施設毎の補助

「開所時間延長の補助」「施設機能強化推進費」「事務職員雇上費加算」「主任保育士専任加算」等がなくなってしまうと保育士の負担が増大します。

以上

逆井・・・こういった要望を、自治体を通じて国にあげさせていくことと、自治体単独の補助も要求していくことが大事です。加えて、声をあげていくときに、どれだけ広がりをもっていけるかが課題です。フロアからも、聞いてみたいと思います。

◆フロアから①～自治体を励ましつつ24条1項を磨いていこう

愛知・・・自治体を励ます立場で、どう自治体と関係をつくり交渉していくか、迷い悩みながらとりくんでいます。名古屋市では、市が主催する意見交換会で、いろいろな民間保育園の方たちと一緒に今後の名古屋市の保育について話しています。また、愛知県小規模連として市と懇談会をかさねています。

様々な保育園がある中で「子どもの福祉を守るために」という観点から、発言するのは私たちしかいません。学習会等をたくさん開き、そのなかで違う観点を発信することが大事だと思っています。この間、愛知県下の全民間保育園を対象に学習会を連続で企画し、一緒に考えていく場をつくってきました。九州の要望事項にも学びながら、24条1項を磨く運動を頑張っていきたいと思います。

◆②地域から、どう声をあげる？

熊本・・・熊本市の保育園連盟（124園加盟）では、どっちに行くべきか論議になっていますが、中身が良くみえていない中で、つつこんだ論議になっていません。新制度を学習することになっていますが、講師は推進派だけです。心配なこともたくさんあるので、違う見方の講師も呼んで、両方の話をききたい、と園長会のなかで声をあげています。連盟の理事会としても、あまり、運動の方向性が見えてこない状況です。



◆③職員を守れるか!?悩んでいる…

大阪・・・保育所で残ることが大事ということは分かります。しかし、障害・高齢の施設を持っていて、

一層厳しくなることがはっきりしているなかで、保育所としての決断がなかなかできない状況です。とても困っています。保育所に残って最後まで闘うべきとは思いますが、保育士達を守らなければいけない状況もあり、不安です。

◆24条1項の存在が、給付削減の歯止めにつながる

村山・・・幼保連携型認定こども園は、今の認定こども園とは全く違い、内閣府管轄ですから文科省や厚労省は関わりません（認可は都道府県）。一度認可をとったら、元に戻ることは実質的に無理です。幼保連携型認定こども園になることは、保育所ではなくなるということです。まったく違う制度になるのです。

また、保育所以外は給付制度で、補助金ではありません。保育所における委託費は、当月支払われますが、給付の場合は不明です。介護保険では2か月後です。2か月後では大変だから、認定こども園を保育所に近づけよう、という動きはでています。委託関係の保育所があることで、認定こども園の給付について改善を検討する可能性もでてくるのです。

さらに、新制度では、認定内容がすべて数字として市町村から国まであがる仕組みになります。保護者の状況も施設の状況もすべて国が把握することで、介護保険のように、削りやすくする制度なのです。

あいまいな制度、改善させていくのは私たち

給付だけなら削られる可能性が強いのですが、そのときに、歯止めになるのが市町村の責任で実施している保育所の存在です。公的保障が保育所として残ったのですから、きちんと位置づけさせていくことが重要です。制度自体のあいまいさがある中で、どうなるのかわからないからと不安を抱えたままにせず、公的制度を守る・つくる、という視点から、それぞれがどうしていくのか、必死で考えていくことが大事ではないでしょうか。

◆主義・主張が違ってても共同できる自治体とも関係をつくりながら

石川・・・制度を良くするための手立てとして、国に要望すると同時に、市町村と議会にむけての働き

かけが重要になってきます。

広島市では9月に、幅広い保育関係者に呼びかけて、学習会を行ないました。経営懇会員園が中心ですが、あえて経営懇の名前ではなく保育制度を考える会という名称で、いろいろな立場の方が参加しやすいように工夫しました。また、市の園長会の制度検討委員会では、「補助金の仕組みだけは守ってほしい」という要望を確認しました。補助金の存続は、主義・主張が違って共通認識になる課題です。このように、新しい制度にむけて皆で考えようという空気をつくり、何を守るかを話せるようにしてきたことは貴重です。こういったとりくみが、各地でやられるべきだと思います。

堀内・・・福岡市では、行政の方と勉強会をもっています。子ども・子育て会議の資料も事前にもらってチェックし、直してもらう。市の課長さん達との勉強会では、株式会社は入れないで待機児童を解消しようという一致点もつくっています。支援計画にも明記させたいと思います。

◆制度の概要・課題の理解を深め、運動につなげよう

逆井・・・市町村の実施責任に基づく保育所が残ったことで、市町村には保育事業を成立させられるだけの費用支弁の義務が生じ、保育所に委託費が支払われます。それに対して、給付は利用者補助でしかなく、『事業実施を保障する経費』という考え方をベースにしています。最初は高い単価がつけられるかもしれませんが、介護保険での経験をふまえれば、削られていく可能性は大です。24条1項を軸に新制度の概要や問題点を理解し、その中で疑問点・要求を共有すること。そして、その輪をどう広げ、どう声をあげていくのか、それぞれの地域で知恵を出し合っていきましょう。

要求の中味を研ぎ澄ますには、制度の理解を深めることが必要です。月刊『保育情報』誌や新制度パンフ（改訂版）も活用し、要求の内容を交流しながら整理していきましょう。（文責・事務局）※
※当日の発言を事務局がまとめて文章化しました。

◆アンケートより

・24条1項を名実ともに位置付けさせるのは、保育現場の役割

だと強く感じた。歴史の中で、つねに市場化をすすめる流れはあり、そことの対峙だったのだと、あらためて感じた。私たちが立ち止まったら、保育が市場化していただけないのだと、職員と、どう一致をつくっていくか課題。

・もっと勉強しなくては。「補助」とは「給付」とは等の、正しい認識ができていないと痛感。

・地域、近隣園、保護者などへのアプローチを積極的にしていかなければならないことを強く決意させられた（京都）

・村山さんの自治体単独の補助問題の指摘は重要
・委託費と施設型給付の違いについて問題点がよくわかった。現在の補助金部分の継続を求めていることが大切（大阪）

●講座＆分科会

2日目は、講座と分科会を行ないました。各講座とも、もっと聞きたいという声が出る等、好評でした。内容については、今後のニュース・機関誌『経営懇』等で、みなさんにお伝えしていきます。

分科会では、分科会⑤（施設運営）に希望が集中し、他の分科会に変更できる方には変更をお願いしました。変更くださったみなさん、ありがとうございます。今後、分科会の持ち方等を工夫していきたいと思います。全般的には、園や地域での実践を全国的に交流できることで、励まされたり刺激を受けることができる、と好評でした。

◆アンケートより

・会計講座：講師・持田晶子さん（税理士）～常に財政分析を心がけ、見通しを持つ必要性を感じた／質問



に答えながらの丁寧な講義で、わかりやすかった／試算結果をみれば、理事会学習会でも気が引き締ると思う

・講座 A：講師・宍戸健夫さん（愛知県立大学名誉教授）・杉山隆一さん（佛教大学教授）～保育の歴史と情勢の話、バランスよく学べた／保育運動の歴史と現在の課題、同時に聞けて、私たちの歩いてきた道を再確認し、どういう選択をしていけばいいのか確信がもてた

・講座 B：講師・福元巧さん（鹿児島・麦の芽福祉会常務理事）・石倉康次さん（立命館大学教授）～麦の芽福祉会の理念、活動に驚かされた／地域づくりという点では、社会福祉法人の役割は無限

・講座 C：講師・実方伸子さん（全国保育団体連絡会）・原田秀一（福岡・紅葉会専務理事）～学べば学ぶほどわからないことが出てくる。法人として理解を統一し、職員・保護者に説明できるようにしたい／自治体に向けた要請行動の大切さを感じた

・分科会①常務理事の役割と課題～実践例が聞けて良かった／法人を越えて、助け合い道を開いている実践に感銘をうけた



・分科会②理事会運営の基本と交流～本部機能の確立をすすめる法人が多くなっていると感じた／理事会強化の実践が進んでいる／①と②で重なる部分が多いので

分科会の持ち方を検討してほしい



・分科会③多分野運営法人の交流～障がい者分野での可能性を感じた。地域ニーズの把握の仕方のヒントを



得た／介護分野へのとりくみをしたい。全国に仲間がいることが心強い

・分科会④園長の仕事とは～新人園長分科会～園長としてどうあるべきか等、相談できる



場がないのでとても参考になった。共感できる人がいることは大きな支え／後継者は意図的に育てていかなければと強く感じた。

・分科会⑤施設運営の実践と課題～施設運営で一番大事なことは、人材。人材が財産であることを学んだ／グループ討議が良かった。他園の実情・工夫していること等、参考になった／問題・課題は共通している。交流の機会があると、園長の孤独感も軽減できる。／討論にもう少し時間がほしい。



分科会⑤ 約 110 名参加。全体で報告を聞き、後半は 6 つの分散会に分かれました。

・分科会⑥地域の願いにこたえる事業と運動～父母の要求を束ねる難しさ、父母の力に依拠する大切さなどを学んだ。制度に対してあきらめず手をつなぎ運動することが大事／保護者会の存在意義を考え直すきっかけをもらった



・分科会⑦自治体にむけた運動の交流～各自治体もあたふたしている状況がわかり、問題点を知った者がどう動くかがカギであることが、よくわかった／「知っている人が動く！」という言葉が印象的



●記念講演

記念講演（山下惣一氏）は、農業分野の話でしたが、保育に通じるものがあると好評でした。



◆アンケートより

・小さな者が残れる農業の話は小さな法人もがんばる方法を考えていかなくは、と思った／「許せないことには反対していく」、力強い言葉に勇気をもらった／成長より循環、など価値観の転換ができた

＊セミナー最終日に採択したアピールを、資料集に掲載しています。アピールも参考にさせていただきつつ、今後のとりくみを具体化していきましょう。

＊セミナー要綱集の余りがあります。必要な方は、有料にてお送りしますので、ご連絡ください。

（送料込 1,000 円）

＊その他、セミナーに関するご意見、ご要望等ありましたら、事務局までお寄せください。

各 地域の活動・運動

経営研究セミナーでの報告をもとに、各地域の活動・運動をご紹介します（次号にも掲載予定）。

●市に新制度の説明会開催を要望／宮城県塩釜市

宮城経営勉強会 小幡正子

塩釜地域の保育運動体（塩釜よりよい保育をすすめる市民の会）が中心となり、2013 年 12 月 13 日に、市の子ども福祉課へ『新支援制度に関する説明会』を求める要望書を提出してきました。しかし、なかなか日程等の返事はいただけず、新春早々の 1 月 8 日に保護者の方も一緒に「ぜひ説明会を開いていただきたい」と再度お願いに行きました。

その場では、「保育園の園長さんたちにも説明していない・保育所だけでなく幼稚園も・学童もかわることで…」等で具体的な返答は得られませんでした。経営研究セミナー後の 1 月 16 日にやっと日程について返答があり「2 月 8 日に実施しましょう」との連絡をいただきました。本来、市が行政責任ですべき説明会ですが、場所の設定も保護者への呼びかけも私たちで行うこととなっています。

この取り組みまでにあらゆる機会をとらえて、保護者向けの学習会等に取り組む中で、保護者の中にもさまざまな疑問や思いがわき起こり、今回の行政に向けての取り組みに繋がりました。なお、塩釜市の子ども・子育て会議には、経営懇会員園のあゆみ保育園の保護者会会長が委員として参加しています。

今、この説明会の成功に向け、他の園の保護者の方にもあゆみ保育園の保護者から呼びかけお誘いしよう取り組みを進めています。あわせて、保育研究所主催の地方議員セミナーが 2 月 10 日に仙台で開催されるので、宮城県内の自治体の議員さんに向けて、お一人お一人の手にわたるよう議会事務局を訪ねたりメールで送る等、議員に対するはたらきかけも始めています。

●めざす保育を軸に、自治体や地域の保育関係者、職員・保護者と合意づくりを

愛知・小規模保育所連合会※ 平松知子

名古屋市では、市が主催して、新制度にむけての補助制度等に関する意見交換会をおこなっています。構成は、市内の認可保育園園長 14 名と保育課職員 4 ～5 名で、小規模連から 2 名参画することができました。公的な会議ではないけれど、現場と行政側とで率直な意見を出し合いたい、という主旨で、13 年 7 月からこれまでに、4 回開催しました。意見交

※愛知・小規模保育所連合会とは
1974 年 4 月に、共同保育所から認可保育所になった 7 か園で発足。業務レベルでの共通の課題を議論したり、行政への運動などに共同でとらんでいる。

現在 14 法人 33 か園が加盟している。

換をするなかで、名古屋市としての考え方や、小規模連以外の保育園の考え方を知るのに、大きな役割を果たしています。

私たちは死守したいと思っている公私間格差是正制度についても、他の保育園の意見を聞くと、「頑張っている職員と頑張っていない職員の給与が一緒、ということが疑問。がんばっている職員には、給与に色をつけて渡したい」という発言があったり、「延長保育の実施など、保育を頑張っているうちの園と、何もやっていない園とで給与が一緒なのは許せない、と職員が言っている」という発言もあって、“こんな風に感じているんだ”と、わかりました。

そういったいろいろな意見を小規模連の中に返して、その先生たちとどう運動をつくっていくのか、どう論議をしていくのか、ということと一緒に考えています。直接会議に参加しているメンバーだけでなく、小規模連のみんなで、各法人の理事さんたちも含めて、次の一手を考えるようにしています。参加者だけに責任を負わせず、小規模連全体で方向性をみつけていくことを、大事にしてきました。

小規模連から外へひろげることを課題に

このように、小規模連の強みは、加盟園 33 か園が横でつながっていることです。一方で、小規模連以外の民間保育園とのつながりは弱い、と言わざるをえません。地元の区や市の園長会で、どれだけ他の民間保育園の園長さんたちと仲良く腹を割って話せる関係になるか、という課題意識をもって取り組んでいます。たとえば、園長会の中で新制度の話をしよう、という雰囲気をつくり、そのチューターを小規模連の園長さんたちがするといったことにもとりくんでいます。

先日、名古屋市でも、新制度施行後の意向アンケートが、FAX でまわってきました。結果は、三分の一が保育所として残る、三分の一が幼保連携型認定こども園になる、残り三分の一が保育所型のこども園になる、という回答だったようです。そのアンケートを書く前に、地元のお寺の保育園の園長先生が私に電話をかけてきて「どうしたらいい？」と聞い

ててくれました。私が、この間の経緯や 24 条 1 項が残ったという話をして、「公的保育を守るということは、保育所として残るということだと思う」と伝え、「そういうことを、誰も教えてくれない」というやりとりをしました。「あなたたちの考えだけでなく、別の考えも聞く学習会を企画してほしい」と言われたり、私たち小規模連の園長が、それぞれの区や市で頼られる存在になってきている、ということがこの間の大きな特徴になっています。

新制度の実施にあたっては、市町村が実施主体になるので、今こそ、横につながっていくことが、すごく大事だと思っています。愛知の中で、小規模連外の人たちとどうやって手をつなぐか、愛知だけではなく、三重や岐阜の民間の園長さんたちとどうつながっていくのか、というところで、『保育制度を考える会』も、たちあげました。愛知・岐阜・三重の会員園によびかけて学習会を企画してきました。この間、鹿児島大学の伊藤周平先生、元帝京大学の村山祐一先生を招いて学習会を行ない、小規模連以外の民間の園長さんたちが来てくれました。アンケートには、「知らないことばかりだった」「とても良く分かった、またこういった学習会を計画してほしい」という声が寄せられ、励みになっています。

行政とも共に子どもを守り育てる立場で

行政とともに、という立場で市との関係をつくっていきたいと思っています。今まで、名古屋市ががんばって公的保育を守ってきてくれたことに感謝しつつ、名古屋市が公私間格差是正制度を守ってきたのは名古屋の子どもをどんな風に育てたいというビジョンがあったから、ということを経験や交渉でも確認するし、市との懇談でも確認しています。

名古屋市とは、懇談や相談に応じてくれるような関係をつくってきています。行政マンだって制度が変わるからといって補助金を打ち切りたいと思っているわけではないですし、これから新しい名古屋方式をどうつくるのか一緒に考える立場・励ます立場で、がんばっていききたいと思っています。

危機だからこそ職員・労組とも一緒に学び共有する

小規模連ではいくつかの部会に分かれて活動しています。園長・理事は経営部会をつくっています。経営部会で、今、課題にしているのは、制度が変わるという時期に、職員とどうつながっていくのか、ということです。危機の時だからこそ、労使関係が揺らぐようなことがあってはいけないと思い、今から労使で一緒に学び考えあう場をつくっています。毎月学習会を開催し、交互にチューターをだしています。

また、団体交渉にどう対応するかも勉強しています。“労働者側が苦痛だと感じていることには、まず共感する”、“客観的に理事側に不備があったというときには、きちんと謝る”、“条件の切り下げ等をせざるを得ないときに園長は前面に出さない・理事が前面に出て園長を守る”、といった具体的な対応も検討しつつ、労使の関係を大切にしていこうと考えています。

保育とは・社会福祉法人とは、の原点を見失わず

幼保連携型認定こども園に移行するのかどうか、という論点にも、『どっちが得か？』でたたかうのではなく、『保育とはどういう仕事か、子どもを守る仕事ではなかったか』『そもそも社会福祉法人とは』といった基本にかえて、他の民間の園長さんたちと共感していくことを大事にしたいと思います。そして、その話を職員や保護者とも共有し、一方的に「保育所として残る」と、言うのではなく、法人の理念にかえりながら、どういう保育をめざすのかを話しあいながら、この荒波を超えていきたい、と思います。浮き足立っている今だからこそ、理念に立ち返り、保育の根っこを見失わない話をしながら進まなければいけないと思っています。

先日、わが園では、『二十歳の集い』に、卒園児と保護者がほぼ全員、集まってきてくれました。子どもたちは、多くの大人に見守られて育ってきたことを感じたと思います。保育者としても幸せを感じ、これが保育という仕事なんだと、あらためて感じました。このような保育の喜びを守っていけるような、

制度設計を求めたいと思います。こんな話を他の園の園長さんたちとも話していきながら、多くの人にわかりやすく伝えられるように情報を発信していきたいと思います。（発言要旨／文責：事務局）

●園長会として疑問や要望を区と懇談／練馬区・委託園長会での動き

東京・練馬区立北町保育園 高田礼子

練馬区では、60園の公立園のうち20園を委託する計画で、18園まで委託がすすんでいます。委託園だけの園長会を行なっています。委託ならではの悩み等を交流しあおうと、交流会を定期的に行い、年長さんだけの運動会や観劇もやっています。こういったつながりをもとに、今回の新制度について、どんな動きをつくりつあるのか、報告します。

殆んどの園長さんが、新制度について知らない現状のなかで、10月に入園相談係から、新制度への対応案として入園手続きの仕方等が説明されました。その内容で、気になることを、園長会としてまとめて質問しました。

入園相談係の資料には、支給認定証のイメージとして、カード形式のひな形も示されていました。また、2015年4月からの入園にむけたスケジュール案もだされています。それによると、今年の5月には在園児に向けた家庭状況調査と認定を行うという案です。保護者たちもまったく知らない中でこんな早い時期に大丈夫なのか、と聞いたところ、「説明会も含め、区としてやるべきことをやるからご心配なく」という回答でした。練馬区の入園相談係としては、事務的に粛々と準備を進めているということがわかりました。

委託園長会としては、現行の保育水準を後退させないように財源確保をお願いしたい、という要望をまとめました。そして、保護者・職員にたいする新制度の説明会開催を要望しています。委託園長会には、ピジョン・小学館の園も参加しています。そういった企業系の方たちとも一緒に交流しながら手を

携えて、新制度によって保護者や子どもに影響を与えるような課題には一緒に声をあげていこう、という一致点をつくっています。こういった共同が、大きな力になるのではないかと、と思っています。

(発言要旨／文責：事務局)

保育をめぐる動き

●子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議開催(1/15、29)、自治体向け説明会実施(1/24)

内閣府は1月15・29日に、子ども・子育て会議と基準検討部会の合同会議を開催しました。当初は、年末までに論議を終えて、年度末に政令・省令等を制定する予定でしたが、2月にも会議が予定されており、ずれこんでいる模様です。

◆短時間でも8時間利用可。公定価格はどうなる？

この間、細切れ保育の問題点等を、多くの保育団体が主張してきたこともあり、短時間認定でも最大8時間まで利用可能、という方向性が示されたことは成果といえます。

しかし、実際に8時間の保育をすべての子どもに保障できるだけの公定価格が設定されるのか、未定です。開所時間や実際の保育利用時間、延長保育との関係など、わからない点が多くあります。

短時間でも最大8時間利用可能、という方向をひきださせたことをふまえ、それを実現できるだけの公定価格の設定を要望していくことが求められます。あわせて、費目積み上げ方式とすることや、幼保連携型認定こども園に単価差をつけないように、という要望も重要です。

◆利用手続きはどうなる？

政府は、市町村において保育所（市町村が実施）も保育所以外（直接契約の施設）も一緒に申込み受付を行い、利用調整をすると言っていますが、そのことは法律に明記されていません。これまでよりも施設数や類型、対象となる児童数が増え、認定作業

も新たに加わるという状況の中で、果たして本当にできるのか、市町村にも確認していく必要があります。また、直接契約の施設も一緒に申し込みを受け付けるとすれば、事前の予約・内定というような『抜け駆け』的な対応は絶対させず、市町村での一括受付を徹底させることを最低限のルールにする必要がありますが、可能でしょうか。

◆1/24 自治体向け説明会（内閣府・厚労・文科）

1月24日に、内閣府・厚労省・文科省から、自治体向けの新制度に関する説明会が開催されました。

今年度末までに政省令を制定し、6月議会をめどに地方条例の制定とされていますが、ニーズ調査・事業計画の取りまとめがずれこんでおり、条例の制定も9月議会にずれ込む可能性がでています。また、自治体によって進行状況に差がでています。秋には認定や申込みを始めると考えると、2014年度の後半は混乱状態が予想されます。

※資料は、次号のニュースと一緒に送ります。

●2014年度予算案～安心こども基金の活用を！

政府は、年末に今年度の補正予算案と2014年度予算案を閣議決定しました。厚労省に関わる補正予算案では、安心こども基金の積み増し・延長が示されました。来年度予算については、厚労省と文科省・内閣府に分かれて計上され、全体像は見えにくい組み方になっています。

安心こども基金については、積み増しの他に、これまでの残高もまだありますので、積極的に活用し、施設の改修や新園づくりにつなげていくことが可能です。各自治体に、問い合わせていきましょう。

解説（保育情報2月号）と資料を資料集に掲載しますので、ご覧ください。

●保育事故～死亡事故19件！

厚労省は、1月31日に、2013年1月～12月の間に報告された保育施設の事故報告とりまとめを発表しました。死亡事故は19件あり、10年間のなかで一番多くなっています。19件のうち、ゼロ歳・1歳

が16件(8件ずつ)と、死亡事故の多くは乳児です。
また、認可保育所で4件、認可外保育所で15件と、
認可外保育所での死亡事故が多くを占めています。
単に、待機児童数が減ればいいわけではなく、子ども
の安全を守るために、基準が確保された認可保育
所が必要であることを世論にし、国・自治体に求め
ていく必要があります(詳細は同封の資料集参照)。

●道内の保育所 181カ所に労働 基準法などの違反～保育所等 に対する監督指導結果公表

厚労省の北海道労働局は、1月27日に道内の保育
所等に対する調査の結果、労働基準法などの法令違
反があり、是正勧告を行なったことを発表しました。

全国的に保育士不足が大きな問題になっています
が、労働環境が改善されない限り、根本的な解決に
はならないことを示しています(同封資料参照)。

当 面の課題

●24条1項を基礎に、新制 度の概要・課題を学び深め、 共有し合うことから、運動に つなげよう！

→園の職員・保護者、地域の園長会や保育
園・幼稚園関係者、自治体担当者等々、
様々なレベルで制度の概要・課題を共有
しあい、運動につなげましょう。

●市町村にむけたとくみ

→わが街の、子育て・保育は新制度でどう
なる？どうする？～地域の園長会や所属
する保育団体、保育連絡会で、自治体と
懇談し、一緒に考えあいましょう。要請
文を届けたり、電話で質問することも大
事です。

<お知らせ>

★新制度パンフレット改訂版

全国保育団体連絡会発行の新制度解説パンフレッ
トの改訂版が出ました(1月10日)。小規模保育の
基準や、自治体に向けたとりくみ等の記述を改定し
ています。保護者や、はじめて新制度を知る人にお
すすめです。

1冊100円ですが、100冊以上は1冊60円です
(送料は実費)。必要な方は、ご連絡ください。

※見本を同封しました。

★合研集会 in 福岡(8/2～4)

分科会に実践レポートを提案してみ ませんか～提案の申込み受付中

第46回全国保育団体合同研究集会(略称：合研
集会)が、8月2～4日に、福岡市で開催されます。
全国各地から約1万人が集まる保育関係の研究集会
は、他にあまり類がありません。特徴は、スポンサ
ーもなく、実行委員会を中心に手作りの集会である
ことです(経営懇も実行委員会団体です)。また、保
育者だけでなく、職員や保護者、研究者、行政関係
者が一緒に学び交流していることも大きな特徴です。

学びと交流の中心は、2日目の分科会です。50近
い分科会を設定し、子どもの発達や保育内容から、
保育制度を良くする運動や自治体に向けた運動等、
幅広いテーマ設定です。

そこで、分科会に実践レポートを提案してみませ
んか。合研集会の企画案内と提案の申込書を別紙で
同封しています。ぜひ、ご覧ください。※提案申し
込み締め切りは3月末です。

同封の資料(ご確認ください)

- ①1月号資料集(セミナーアピール、予算関係資料、
保育所の事故報告、労働局の指導監督報告)
- ②新制度パンフレット(改訂版)
- ③第46回合研集会(2014. 8. 2～4、福岡)

分科会への提案レポートのご案内